



あれこれ

[56]

増田労働衛生コンサルタント事務所
所長 増田 稔久

9月は粉じん障害防止 総合対策推進強化月間

→送検事案を知る→

9月は、全国労働衛生週間準備期間に加えて「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とされています。そこで粉じん障害防止の情報を紹介します。

9月は、全国労働衛生週間準備期間に加えて「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とされています。そこで粉じん障害防止の情報を紹介します。まずは送検事案です。この7月に報道された記事によると、県外の監督署において、粉じん作業に関し法人等を書類送検したとのことでした。この種の事件はあまり聞いたことがなく、報道記事を基に事案、関係法令を推測しました（別掲1）。

また、本件は労働災害（じん肺）が発生した等の具体的な被害の経緯はありません。じん肺は不可逆的で重篤な職業病で、

防じんマスクは作業者を守る最後の砦です。ゆえに送検という厳しい司法処分がなされたのでしょう。当該企業のホームページには「労働安全衛生違反に関するお詫び」とされたタイトルと「再発防止と安全衛生管理の改善の決意」が表明されました。同社が本件を契機として安全衛生水準の向上と共に事業が発展されることを願っています。

さて、粉じん障害に関する国の施策を振り返ります。粉じん障害は、じん肺法（昭和35年公布）と粉じん障害防止規則（昭和55年全面施行）をベースとし

て「粉じん障害防止総合対策」（別掲2）が過去半世紀にわたり推進されてきました。現在は第10次の総合対策です。この間、多くの皆さんが同対策による労働衛生3管理（作業環境管理、作業管理、健康管理）等の運営に努められました。その結果、昭和55年当時、6842人であったじん肺新規有所見労働者の発生数は、令和3年には136人と大幅に減少しました。この減少傾向を継続するためにも、今後も総合対策を推進することが重要です。

私たちは新型コロナ感染症の

惨禍の時代を経てマスクの重要性をしっかりと認識しました。防じんマスクの重要性も同様に捉えたいです。その適切な使用のため総合対策では「粉じん保護具着用管理責任者の選任」を定めています。この4月から施行となつた化学物質関連の安衛法令の改正による「保護具着用管理責任者の選任」（安衛規則第12条の6）と同様な名称の管理責任者の配置となります。もちろん兼任は可能ですが、行るべき職務内容を整理して的確な実施が求められています。

かつて、県下では瀬戸地区等における産業じん肺が社会的な問題でした。そのため、じん肺の専門病院として「旭ろうさい病院」（尾張旭市）が設けられましたが、近年じん肺患者の減少と共に総合病院への転換が図られたのは時代の流れでしょう。子供の頃、名鉄瀬戸線（「瀬戸電」と呼んで親しんでいました）に貨車が走っていて、陶器製品を名古屋に運んでいました。車両台数を数えながら見送った記憶が懐かしいです（歳が分かれますね）。

別掲1 粉じん障害防止に関する送検事案

1、事件の概要(報道等の情報を基に推測し記事とした。以下の項、同じ)

今年7月、A監督署は金属製品製造会社等を安衛法違反の疑いで書類送検した。容疑は、今年の5月粉じんの発生を伴う金属加工の工程において、従事する労働者に防じんマスクを使用させなかった。本件はじん肺等の労働災害の発生を契機とした立件ではない。なお同社は前年にもA監督署から同じ違反の指導を受けている。

2、被疑者 法人、取締役製造部長

3、関係法令 安衛法第22条 粉じん規則第27条

粉じん規則 第27条(呼吸用保護具の使用)

「手持ち式動力工具(グラインダー)を用いた金属を研磨・バリ取り・裁断」「金属をアーク溶接」等の粉じん作業においては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。(関係部分の抜粋)

別掲2 第10次 粉じん障害防止総合対策(令5~9年度)

1、5か年計画の重点事項(保護具等の関係部分のみ抜粋)

①呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底（併せ「粉じん保護具着用管理責任者」の選任と職務の実施）②じん肺健康診断の着実な実施 ③離職後のフォロー ④その他

2、行政の重点等 「呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底」及び「じん肺健康診断の実施」について重点的に指導を行う。また、監督指導の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合は、司法処分として送検することを含め、厳正な措置を講じる。

9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とする。

3、法令や通達の改正 「旧防じんマスク通達」+「旧防毒マスク通達」=「呼吸用保護具通達」(令和5年)とされ、化学物質管理関係法令の改正と併せ、保護措置が強化。